

1. 検討の目的と進め方

1.1 検討の目的

PCB廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞し、長期にわたり処分されず、処分の目途無く事業者により保管が継続される中で、紛失等が発生している。この結果、PCBによる環境汚染が進行することによって、我が国で大量に保管されているPCB廃棄物に起因した環境汚染が将来の世代及び地球規模に及ぶ可能性があることが直視されなければならない状況にある。

このため、PCB廃棄物の処理責任を有する保管事業者に対し、平成28年7月までに、そのPCB廃棄物を環境上安全に処理をしなければならない義務を課した上で、中小企業者である保管事業者の負担軽減による円滑な処理を進めるための支援を国及び都道府県で行うとともに、国が環境事業団を活用して、PCB廃棄物の全国的な処理体制を整備することとされた。

現在までに、環境省は、立地場所地方公共団体の尽力をいただきながら、北九州市をはじめ、豊田市、東京都、大阪市及び室蘭市において、環境事業団の拠点的な広域処理施設の整備のための準備を進めてきているところであるが、これらの事業においては、中小企業者の負担軽減を図って円滑な処理を進めるため、公費を投入することとなる。

このような公費投入を伴う事業であることを踏まえ、環境省においては、「行政機関政策評価法」に基づき、国民的視点に立って、環境事業団を活用したPCB廃棄物処理事業の客観的な評価を行い、安全・確実な処理体制を早期に確立することを前提としつつ、効率的で質の高い事業を実施していくとともに、国民に対する説明責任を果たしていく必要がある。

本検討会では、環境省が行うPCB廃棄物処理事業の評価について、多様な意見を反映し、客観的かつ厳格な実施を確保するため、評価の考え方や方法等について、国民的な視点に立って多角的に検討することを目的とする。

1.2 検討の進め方

本検討会では、環境事業団による拠点的な広域処理施設の整備及びその施設における処理事業について、地域に受け入れられる情報公開性の高さや環境の保全・安全性の確保を前提としつつ、事業の評価の方法、費用対効果分析による事業評価の実施、その他事業の効率性や有効性の向上に役立つこと、国民理解を得るための説明のあり方などについて検討する。

そして、検討会の対象とする事業評価は、PCB特別措置法の制定及び環境事業団法の改正に基づきPCB廃棄物問題を解決すべく環境事業団を活用したPCB廃棄物処理事業を行うこととされたことから、PCB廃棄物処理事業をより効率的に行うという観点から、効率性に関する評価を中心として行う。

さらに、PCB廃棄物問題を解決するためにPCB廃棄物処理事業に対する国民の理解を得るということが必須となるが、国民の理解を得るという観点からは、PCB廃棄物処理事業の必要性、有効性、公平性、優先性などの多角的な視点からの評価が極めて重要であるため、これらの視点からの評価に関する検討及び国民に対する説明のあり方に関する検討を行う。

検討会の3月中間取りまとめにおいては、効率性の観点からの評価に関する事項を中心としつつ、あわせて、必要性、有効性、公平性、優先性などの多角的な視点からの評価に関する基本的な考え方をとりまとめ、及び今後検討を深めることが必要な課題を整理する。

さらに、課題とされた事項について考え方等の検討をはじめとし、より厳密かつ多角的な事業の評価の方法、国民理解を得るための説明のあり方、より効率性や有効性の高い事業の進め方等について検討を継続していく。